

議案説明書

健康医療部 介護保険課

提出議会：令和3年第2回定例会

1 案件名

議案第13号 佐野市介護保険条例の改正について

2 概要

- ①佐野市介護保険条例第5条の各段階の保険料率を第8期計画期間における第1号被保険者の保険料率に改正する。
- ②国の基準所得金額を勘案し第7段階、第8段階、第9段階について200万円を210万円に、300万円を320万円に、350万円を370万円に変更する。
- ③保険料の第1段階から第3段階について公費投入による保険料の軽減強化のため、軽減額を定める。
- ④令和2年度税制改正において租税特別措置法の改正があり、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が新設された。これに伴う介護保険法施行令の低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除に関する規定が改正されたため、本市介護保険条例においても規定について所要の見直しを行う。
- ⑤介護保険法施行令の一部改正により令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例が新設されたため、本市介護保険条例においても規定について所要の見直しを行う。

3 理由、趣旨、目的等

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画における保険料の所得段階区分、保険料率、低所得者軽減措置に伴う規定及び介護保険法施行令の一部改正により規定の改正が必要なため。

4 その他の事項

施行日 令和3年4月1日